

■神戸・外壁タイルはく落訴訟が和解 施工側、1億1540万円支払い



タイルのはく落や浮きが起きた「アパタワーズ神戸三宮」＝2017年12月、神戸市中央区磯辺通4



マンション外壁からはがれ落ちたタイル

神戸・三宮の高層マンション「アパタワーズ神戸三宮」で発生した外壁タイルはく落などを巡り、住民らが施工側のアパホーム（金沢市）などに約2億4千万円の損害賠償を求めた訴訟で、施工側2社が約1億1540万円を支払うことで和解したことが分かった。13日付。

マンションでは完成から約9年半後の2015年3月、14階からタイル（幅約1・5メートル）が落下した。その後の調査で、はく落やはがれやすい「浮き」の状態が建物全体で14・86%、最も割合の高い建物南側で35・75%を占めると判明。住民らでつくる管理組合は借金などして外壁を修繕した。

住民らは17年12月、大阪地裁に提訴。住民側代理人の箭本（やもと）賢司弁護士によると、裁判で施工側は、工事を担った大木建設（東京都）がタイルにモルタルを塗り、貼り付けたと説明。製品の使用説明書に沿うと、貼り付け先のコンクリートにもモルタルを塗ってこすりつける必要があるといい、「最終的には裁判所も『はく落が起きないように十分な注意を怠った』とした」と話す。

調停書では、大木建設に1億1千万円、施主のアパホームに約540万円の支払い義務を認めた。住民女性（69）は「謝罪の言葉がないのは残念だが、施工時の問題という主張が認められてよかった」と話した。

アパグループは「和解協議に応じて解決した。具体的な内容を明らかにするのは差し控えたい」とした。